

令和4年度 答申第1号

(令和4年4月14日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答申第1号
令和4年4月14日
(2022年)

宝塚市長 山崎晴恵様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会
会長 山下淳

情報存否応答拒否決定に係る審査請求について（答申）

令和3年（2021年）3月29日付け宝塚市諮問第3号で諮問のあった情報存否応答拒否決定に係る審査請求について、当審査会は、慎重に審査した結果、下記のとおり答申する。

記

別紙のとおり

以上

(別紙)

第1 審査会の結論

宝塚市長が行った情報存否応答拒否決定は取り消した上で、審査請求人が公開を請求する公文書を特定し、特定した公文書のうち、①催告書を施行又は発送した日付け、④担当が分かるもの（担当課、担当者、担当連絡先など）について記載した部分を公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 情報公開請求

令和2年9月25日に、審査請求人は、宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、宝塚市長（以下「実施機関」という。）に対して、公文書の公開を請求した。

審査請求人が公開を請求する公文書の名称又は内容は、「市税収納課発行の催告書について、滞納整理システムを使用せず通知したものの直近一年分」であった。

2 実施機関の決定

令和2年10月9日に、実施機関は、条例第10条第1項の規定に基づく決定期限である同月9日までに決定することができなかつたため、期間を同年11月9日まで延長することを決定した。その後、同月9日に、請求に係る公文書は存否を応答することが適当でないと判断したため、条例第9条の2の規定に基づき情報存否応答拒否決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に対して通知した。

実施機関が本件処分をした理由は、非公開決定や不存在決定として回答することにより、催告書の発送件数や発送頻度等が予測され、徴税事務の円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれがあるためというものであった。

3 審査請求書の提出

審査請求人は、令和2年12月18日に審査請求書を提出した。

4 諮問

令和3年3月29日に、実施機関は、条例第16条第1項の規定に基づき、宝塚市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

存在する資料であるため公開を求める。

第4 実施機関の弁明

上記第3に対する実施機関の弁明は、以下のとおりである。

- 1 本件で情報公開請求されている催告書その他これに類する租税滞納者に対する通知文書には、個人の氏名（法人の名称）、滞納額、納税催告とともに、必要に応じて交渉の状況や財産の状況などが記載されており、これらの情報は、条例第7条第1項第1号の個人に関する情報、同項第2号の法人情報に該当し、非公開情報に該当する。
- 2 交渉の状況や財産の状況などを公開することは滞納税に係る徴税事務に関し、関係当事者の信頼関係を著しく損ない、その円滑な執行に著しい支障を生じさせ、その結果、当該事務の目的が阻害されることになるとともに、徴税事務の具体的な執行方法が不特定多数の者に推知・予測しうることとなり、その結果、徴税事務の円滑・適正な執行を妨げ不正に徴税を免れようとする者が現れることも容易に想定されるところであるから、これらの情報は滞納税に係る徴税事務に関し、その円滑な執行に著しい支障を生じさせ、また当該事務の目的が阻害される情報（条例第7条第1項第6号の事務事業執行情報）に該当し、非公開情報に該当する。
- 3 そして、催告書に記載された情報は非公開事由に該当する独立した一体的な情報であり、公文書の公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離することは困難であるため、全体として非公開の取扱いとする必要がある（同旨、東京高等裁判所平成19年（行コ）244号情報一部公開決定処分取消請求控訴事件の判決）。
- 4 また、本件の情報公開請求に対して非公開決定として該当文書を特定して回答したり、当該文書が存在しないものとして回答したりすれば、特定の時期の催告書の発送状況が知られることとなる。さらに、請求の時期を変更して同様の情報公開請求が繰り返され、これに同様の回答をすれば発送頻度などが推知・予測しうることとなる（現に本件審査請求人からは、令和2年10月15日付け情報公開請求によりそのような情報公開請求が行われており、今後も何人かから時期を変えて、公開請求がありうることを考慮する必要がある。）。滞納税に係る徴税事務に関しては、限られた人員で多数の案件を処理しているところ、催告書の発送状況及び発送頻度を知らせることとなれば、その円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれがあることから、存否応答拒否とする必要がある。
- 5 以上の理由により、本件処分を行ったものである。

第5 審査請求人の反論

審査請求人の反論は、以下のとおりである。

まず、情報公開制度は何人からの請求にも行政が保有するすべての情報を原則として開示する制度であり、それは市民の知る権利を保障すると同時に、行政に対してその諸活動について市民に説明を果たすものであると考える。そこで、弁明書において「本件処分」とされる理由として述べられている点について反論する。

1 差押の実態

本市における国民健康保険税の差押金額は県下で突出している。滞納者の生活実態を顧みない強権的な差押えによるトラブルが全国各地で問題となっている。本市においても市民が精神的苦痛を感じるケースがあり、審査請求人が相談を聞き、担当課へ同席するケースも少なくない。したがって、本市における差押事務がどのように行われているのかを知ることは市民生活にとって大変重要である。「徴税事務の円滑な執行」は、むしろオープンに、堂々とするべきではないか。

2 滞納整理システムを使用せず通知した催告書とは

通常、担当課が発行する催告書はシステムにより帳票出力したものが一般的である。今回、情報公開を求めた「滞納管理システムを使用せず通知したもの」とは市税収納課担当職員が作成し、発送されたものである。催告書については担当課長が確認し、発送された公文書であるが、当該文書は体裁、表現、内容において、行政文書としてふさわしいものとは言えない。このような催告書について、内容が公開されず、今後も発送され続けることは看過できない。

3 一貫性について

市税収納課は「市税収納課発行『催告書』種類別発行件数」について、2019年度決算特別委員会資料として提出している。当該資料は取扱いについて制限なく議員に提出された公開資料である。したがって、今回の決定とは整合しない。議会には提出し、市民の請求には応えないという対応は行政としていかなるものか。

4 本件処分について

情報存否応答拒否とは「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる場合は、実施機関は当該文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」というものである。今回請求の催告書は、すべて存在が明らかである。よって、当該決定は理屈が合わない。

なお、今回の情報公開請求においては、市税収納課の情報公開に対する対応について確認するため、複数資料の提出を求めたものである。審査請求人が最も知りたい事実は反論書の資料で示した催告書に類するものが、他にどのような内容で発行されて

いるかである。

民主的な行政事務と市民の安心・安全を守るためにも、審査会における公正な判断を求めたい。

第6 審査会の判断

1 対象となる公文書について

宝塚市では、納期限を過ぎても市税が納付されない場合、法令等に基づき督促状を発送しており、また、その後も納付が確認できない場合には催告書を発送している。

今回、審査請求人が公開を請求している公文書は、滞納者の個別具体の状況に応じ市税収納課の職員が作成し発送された催告書である。

2 情報存否応答拒否決定について

存否応答拒否決定とは、実施機関が非公開決定を行うことが、情報公開請求に係る公文書の存否を明らかにし、条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合があるため、公文書の存否を明らかにせず、情報公開請求を拒否することである。

実施機関は、催告書に関する情報公開請求が繰り返し行われたり、請求する公文書の対象となる時期や期間をずらすなどして公開請求された場合に、非公開決定として該当文書を特定して回答したり、該当文書が存在しないものとして回答すると、特定の時期の催告書の発送件数や発送頻度に関する情報が蓄積され、催告書発送から滞納処分までの期間や滞納処分までの流れなどが予測されることで、滞納処分を免れる措置を講じられるおそれがあるなど、滞納税に係る徴収事務の円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれがあることから、存否応答拒否決定を行ったと主張している。

しかし、審査会としては、実施機関の主張は抽象的なおそれの範囲を超えず、催告書がどれくらいの件数があるか、いつ頃通知されているかということが公になっても、その情報をもとに滞納処分までの期間や流れなどを推測し、多くの滞納者が実際に財産を秘匿するなどにより、差押えを回避するとは考えづらく、滞納税に係る徴収事務の円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれがあるとまでは言えないことから、実施機関の主張を受け入れることはできない。

そのため、情報存否応答拒否決定については取り消すべきであると考える。

3 条例第7条（非公開情報）該当性について

上記2のとおり情報存否応答拒否決定については取り消すべきであると考えるが、審査会としては、対象公文書が条例第7条に定める非公開情報に該当するかどうかについても検討を行っておくことにする。

今回、審査請求人が公開を請求した公文書（催告書）は、①催告書を施行又は発送した日付け、②宛先、③標題及び本文（交渉の状況や財産の状況など）、④担当が分

かるもの（担当課、担当者、担当連絡先など）で構成されていた。

(1) ①催告書を施行又は発送した日付けについて

条例第7条第1項第6号の「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものを言う。また、「支障」は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が求められる。

実施機関が存否応答拒否決定の理由として主張する(上記2)ように、催告書に関する情報公開請求について、請求する公文書の対象となる時期や期間をずらすなどして繰り返し公開請求された場合に、非公開決定として該当文書を特定して回答したり、該当文書が存在しないものとして回答すると、特定の時期の催告書の発送件数や、発送時期に関する情報が蓄積され、催告書発送から滞納処分までの期間や流れなどが推測されることも想定されないわけではない。

しかし、仮に①日付けを公にした結果、催告書がどれくらいの件数がある、いつ頃通知されているかということが明らかになったとしても、それだけで滞納処分までの期間や流れなどを推測し、多くの滞納者が実際に財産を秘匿するなどにより、差押えを回避するとは考えづらく、徴収事務の円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれがあるとは考えられない。

そのため、条例第7条第1項第6号を根拠として非公開情報とする理由はないと判断する。

(2) ②宛先について

②宛先は、個人の氏名又は法人の名称が記載されており、この情報が公開された場合には、滞納の理由を問わず、当該個人又は法人が滞納者であることが公となり、その外形的信用ないし社会的地位が害されることとなる性質の情報であるから、当該個人又は法人にとって明らかに不利益を与えるものに該当するというべきである。

したがって、個人の氏名については、条例第7条第1項第1号に定める「特定の個人が識別され、通常他人に知られたいと認められるもの」に該当する。

法人の名称については、条例第7条第1項第2号に定める「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当する。

なお、宛先以外にも、個人の氏名又は法人の名称が記載されている部分については、当然非公開情報に該当する。

(3) ③標題及び本文（交渉の状況や財産の状況など）について

ア 個人情報又は法人情報の該当性

③標題及び本文については、交渉の状況や滞納者の財産や生活に関する情報であり、一体として滞納者の個人情報（条例第7条第1項第1号該当）や法人情報（条例第7条第1項第2号該当）に該当する。

イ 事務事業執行情報の該当性

また、納税義務者等や徴税事務担当職員は、徴税事務に関する調査や交渉等の過程、内容を公にしないとの前提で、納税義務者の個別具体の状況に応じた調査や交渉等を積み重ねている。仮に、それらの情報が公になれば、納税義務者等とのやりとりを通して行われる徴税事務の適正な遂行に著しい支障を生じさせるおそれがあり、事務事業執行情報（条例第7条第1項第6号該当）に該当する。

(4) ④担当が分かるもの（担当課、担当者、担当連絡先など）について

④担当が分かるもののうち担当者については、職務の遂行に係る情報であるときは、公務員の職及び氏名は個人情報として非公開とすることはできない。また、担当課、担当連絡先などについては、徴税事務を担当する担当課名、担当連絡先などが記載されており、一般に公表されている情報であり、非公開とする理由はないと判断する。

(5) 以上のことから、①催告書を施行又は発送した日付け、及び④担当が分かるもの（担当課、担当者、担当連絡先など）について記載した部分は公開情報であり、②宛先及び③標題及び本文（交渉の状況や財産の状況など）について記載した部分は非公開情報であると判断する。

第7 結論

以上の理由から、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏名	役職等
大西 邦弘	関西学院大学法学部教授（民法）
岡本 英子 （会長代理）	弁護士（大阪弁護士会）
八隅 美佐子	弁護士（兵庫県弁護士会）
柳井 健一	関西学院大学法学部教授（憲法）
山下 淳 （会長）	元関西学院大学法学部教授（行政法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	令和 3年 3月 29日	諮問
2	令和 3年 10月 15日	審査請求人による意見陳述、実施機関による情報存否応答拒否理由説明及び審査
3	令和 3年 11月 17日	実施機関による情報存否応答拒否理由説明及び審査
4	令和 3年 12月 24日	審査
5	令和 4年 2月 8日	審査
6	令和 4年 3月 25日	審査
7	令和 4年 4月 14日	答申